

20年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率：実質赤字はなく、健全な段階です。
 実質公債費比率、将来負担比率：早期健全化基準を下回っており、健全な段階です。
 資金不足比率：病院事業会計以外の公営企業会計は資金不足額がなく、健全な段階です。
 病院事業会計は、経営健全化基準を下回っておりますが、資金不足解消へ向けて、取り組む必要があります。

指 標		指標の内容	三浦市の比率	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	%	%	%
	連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率		13.40	20.00
	実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率	8.3	25.0	35.0
	将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	163.7	350.0	

指 標	指標の内容	三浦市の対象となる会計	比 率	経営健全化基準	
資金不足比率	公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率	特別会計	市場事業	%	20.0
			公共下水道事業		
		企業会計	病院事業	11.9	
			水道事業		

「一般会計等」とは、一般会計と公営事業に属さない特別会計の総称です。三浦市は一般会計のみが対象です。
 「全会計」とは、三浦市の場合、一般会計・6つの特別会計(国民健康保険事業・老人保健医療事業・後期高齢者医療事業介護保険事業・市場事業・公共下水道事業)・2つの企業会計(病院事業・水道事業)が対象です。
 「標準財政規模」とは、地方公共団体において1年に標準的に収入される一般財源の規模です。
 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率の「」表示は、実質赤字がない(資金不足が生じていない)ことを示しています。
 連結実質赤字比率の財政再生基準は本来は30%ですが、3年間の経過的な基準(40% 40% 35%)が設けられています。
 健全化判断比率のうち、一つでも早期健全化基準を超えた場合、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力による財政健全化に取り組むことになります。また、さらに比率が悪化し、一つでも財政再生基準を超えた場合は、財政再生計画を策定し、国等の関与による確実な再生に取り組むことになります。
 資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合、該当の公営企業会計は、経営健全化計画を策定し、自主的な改善努力による経営健全化に取り組むことになります。

三浦市の健全化判断比率はいずれも基準をクリアしていますが、将来負担比率が、将来負担額から差し引くことができる基金残高の減少等により、前年度と比較して上昇しており、神奈川県下17市においては、最も高い水準にあります。今後も、山積している市立病院や土地開発公社等の不安要素解消のためにも、更なる財政健全化に努めていきます。

病院事業会計においては、前年度の資金不足比率を大幅に下回り、経営健全化基準もクリアしています。しかし、これは、公立病院特例債を発行したことによる要素が大きく、今後も資金的には大変厳しい状況が続くことが予想されます。
 平成22年4月からの公営企業法全部適用に向けて、鋭意取り組むとともに、常勤医師の新規確保等、経営再建に積極的に取り組んでまいります。